

第 59 号 議 案

令和 2 年 1 月 17 日
任 用 給 与 課

警視庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、警視総監から申請があったので、下記のとおり一部改正を承認する。

記

- 1 改正事項
特別捜査官の採用選考基準の改正
- 2 改正内容
改正概要及び新旧対照表のとおり
- 3 施行期日
令和 2 年 4 月 1 日

警視庁職員任用規程の改正概要

[改正事項 1] 特別捜査官（科学捜査官）の採用選考基準の改正

【内容】

- 特別捜査官（科学捜査官）の採用選考基準を下表のとおり改正

階級・職級	現行	改正後
警部 4級職	次のいずれかに該当する者であること。 1 自然科学に関する博士の学位を有し、民間等における8年未満の有用な職歴を有する者 2 自然科学に関する修士の学位を有し、民間等における10年以上の有用な職歴を有する者 3 (新設)	(現行のとおり) 1及び2 (現行のとおり) 3 <u>薬学に関する6年制の学部又は学科を卒業し、民間等における10年以上の有用な職歴を有する者(薬剤師国家試験に合格した者に限る。)</u>
警部補 3級職	次のいずれかに該当する者であること。 1 自然科学に関する修士の学位を有し、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者 2 自然科学に関する技術士の資格を有し、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者 3 自然科学に関する研究員として民間等における5年以上の有用な職歴を有する者 4 (新設)	(現行のとおり) 1 自然科学に関する <u>修士以上</u> の学位を有し、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者 2及び3 (現行のとおり) 4 <u>薬学に関する6年制の学部又は学科を卒業し、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者(薬剤師国家試験に合格した者に限る。)</u>

【理由】

- 平成18年施行の改正学校教育法により、薬剤師養成を目的とする薬学を履修する課程の大学の修業年限が4年から6年に延長されるとともに、6年制薬学部の上には、修士課程は設置されず、博士課程が設置された。これにより、薬学の修士の学位を有する者が減少し、科学捜査官の受験資格を満たす者の減少が見込まれるが、今後も科学捜査官に相応しい有為な人材の確保が必要となる。

薬学に関する6年制の学部又は学科を卒業し、薬剤師国家試験を合格した者については、従来の修士課程に近い水準にあると評価でき、科学捜査官に求められる専門知識・技能を有するため、対象とするよう採用選考基準を改正する。また、警部補については、博士の学位を有する者も対象とするよう採用選考基準を改正する。

【施行期日】

- 令和2年4月1日

[改正事項 2] 特別捜査官（サイバー犯罪捜査官）の採用選考基準の改正

【内容】

○ 特別捜査官（サイバー犯罪捜査官）の採用選考基準を下表のとおり改正

階級・職級	現行	改正後
警部補 3級職	<u>システムアナリスト、テクニカルエンジニア、システム監査技術者、技術士（情報工学部門）</u> 又はこれに相当する資格を有し、かつ、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者	<u>情報処理に関する高度な知識及び技能を認定する国家試験等に合格し、</u> 又はこれに相当する資格を有し、かつ、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者
巡査部長 2級職	<u>ソフトウェア開発技術者</u> 又はこれに相当する資格を有し、かつ、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者	<u>情報処理に関する応用的知識及び技能を認定する国家試験等に合格し、</u> 又はこれに相当する資格を有し、かつ、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者

【理由】

○ 情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験制度改正に伴う規定整備

【施行期日】

○ 令和2年4月1日

【参考】

○ 「令和元年度警視庁特別捜査官採用選考案内」より抜粋

種別／階級	経歴・資格等
サイバー 犯罪捜査官 警部補 (3級職)	システムアナリスト、テクニカルエンジニア、システム監査技術者、技術士（情報工学部門）又はこれに相当する資格（※）を有し、かつ、民間等における5年以上の有用な職歴を有する人 ※「これに相当する資格」とは、 ・ITストラテジスト ・システムアーキテクト ・プロジェクトマネージャー ・ネットワークスペシャリスト ・データベーススペシャリスト ・ITサービスマネージャー ・情報処理安全確保支援士（情報セキュリティスペシャリスト） ・上級システムアドミニストレータ などを言う。
サイバー 犯罪捜査官 巡査部長 (2級職)	ソフトウェア開発技術者又はこれに相当する資格（※）を有し、かつ、民間等における3年以上の有用な職歴を有する人 ※「これに相当する資格」とは、 ・応用情報技術者 ・情報セキュリティアドミニストレータ などを言う。

改正案

第1条から第43条まで（現行のとおり）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この訓令による改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1及び別表第1の2（現行のとおり）

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現 行

第1条から第43条まで（略）
別表第1及び別表第1の2（略）

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

種別	階級	職級	採用区分	特別捜査官の採用選考基準及び選考方法			選考方法				採用要件					
				国籍	経歴・資格等	年齢	身体	選考								
								一次選考	二次選考	面接		その他				
財務捜査官	警視	6級職	I類	日本の国籍を有する者。	公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における14年以上の有用な職歴を有する者	60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	筆記	小論文	論文	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。 力敏の鈍い者、聴力の障害のある者、常備医の医師を色目に行思し、迎ひ詰めて検査及び並移るべきの視及び聴覚の障害等	人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。				
		5級職			公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者			論文	論文							
	警部	4級職			1次 10月	民間等における		論文	論文							
		3級職			2次 10月	民間等における		論文	論文							
科学捜査官	警視	6級職	日本の国籍を有する者。	民間等における9年以上の有用な職歴を有する者	60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。 力敏の鈍い者、聴力の障害のある者、常備医の医師を色目に行思し、迎ひ詰めて検査及び並移るべきの視及び聴覚の障害等	筆記	小論文	論文	人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。					
		5級職						民間等における	論文	論文						
	警部	4級職			1次 10月			民間等における	論文	論文						
3級職		2次 10月			民間等における			論文	論文							
サイバー捜査官	警部補	2級職	日本の国籍を有する者。	民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者	60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。 力敏の鈍い者、聴力の障害のある者、常備医の医師を色目に行思し、迎ひ詰めて検査及び並移るべきの視及び聴覚の障害等	筆記	小論文	論文	人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。					
								論文	論文							
サイバー捜査官	警部補	2級職			日本の国籍を有する者。			民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者	60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。		警察官の職務執行上必要な適性について検査する。 力敏の鈍い者、聴力の障害のある者、常備医の医師を色目に行思し、迎ひ詰めて検査及び並移るべきの視及び聴覚の障害等	筆記	小論文	論文	人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。
													論文	論文		
サイバー捜査官	警部補	2級職	日本の国籍を有する者。	民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者		60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。		警察官の職務執行上必要な適性について検査する。 力敏の鈍い者、聴力の障害のある者、常備医の医師を色目に行思し、迎ひ詰めて検査及び並移るべきの視及び聴覚の障害等		筆記		小論文	論文	人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。	
											論文		論文			
サイバー捜査官	警部補	2級職			日本の国籍を有する者。	民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者		60歳未満		別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。 力敏の鈍い者、聴力の障害のある者、常備医の医師を色目に行思し、迎ひ詰めて検査及び並移るべきの視及び聴覚の障害等	筆記	小論文	論文		人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。
												論文	論文			

別表第1の3（第6条関係）

別表第2から別表第24まで（現行のとおり）
別記様式第1から別記様式第7まで（現行のとおり）

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現 行

特別捜査官の採用選考基準及び選考方法

種別	階級	職級	採用区分	選 考 基 準			選 考 方 法				採用要件										
				国籍	経 歴 ・ 資 格 等	年 齢	身 体	一 次 選 考	二 次 選 考	選 考 方 法		選 考 方 法									
財務捜査官	警 視	6級職	I 類	日本の国籍を有する者。	公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における14年以上の有用な職歴を有する者	60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	筆記	論文	論文	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。	人物性等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。									
		5級職			公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者																
	警 部	4級職			次のいずれか1つを有する者 1 公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における10年以上の有用な職歴を有する者 2 公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者																
警 部 補		3級職			次のいずれか1つを有する者 1 公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者 2 公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者																
科学捜査官	警 視	6級職			自然科学に関する博士の学位を取得後、民間等における9年以上の有用な職歴を有する者	60歳未満		別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	筆記	論文			論文	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。	人物性等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。						
		5級職			自然科学に関する博士の学位を有し、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者																
	警 部	4級職			自然科学に関する博士の学位を有し、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者																
警 部 補		3級職			自然科学に関する博士の学位を有し、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者																
サイバー捜査官	警 部 補	2級職			システムアナリスト、技術王（情報工学科門）又はシステム監査技術者資格を有する者 （これら5年以上の有用な職歴を有する者）	25歳以上 60歳未満			別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	筆記			論文			論文	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。	人物性等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。			
					ソフトウェア開発技術者又はこれに相当する資格を有し、かつ、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者																
国際捜査官	警 視	2級職	民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者	60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	筆記	論文			論文	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。	人物性等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。									
			民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者																		
備考	1 年齢は、採用する年度の4月1日における年齢を示す。 2 現に警視庁の警察官である者が特別捜査官採用選考を受験する場合は、身体検査を免除するものとし、合格者は合格した種別、階級及び職級に応じた特別捜査官として任用する。																				

別表第1の3（第6条関係）

別表第2から別表第24まで（略）
別記様式第1から別記様式第7まで（略）

令和 2 年 1 月 8 日

東京都人事委員会 殿

警視総監 三 浦 正 充



警視庁職員任用規程の一部改正について（申請）
みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正の理由

- (1) 薬学教育制度の改正に伴い、薬学の修士の学位を有する科学捜査官の受験者数の減少が見込まれるが、薬学に関する 6 年制の学部又は学科を卒業し、薬剤師国家試験に合格した者等は、従来の修士課程に近い水準にあると評価でき、科学捜査官に相応しい専門知識・技能を有することから、科学捜査官（4 級職警部及び警部補の階級）の採用選考基準における経歴・資格等を改正する規定整備が必要なため。
- (2) 情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験制度改定に伴い、サイバー犯罪捜査官の採用選考基準における経歴・資格等を改正する規定整備が必要なため。

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



特別捜査官の概要

高度化・多様化する犯罪へ対応するため、専門的知識・技術を備え、一定の資格や民間における職歴を有する者を採用

種別…

財務捜査官、科学捜査官（電気電子／化学）、サイバー犯罪捜査官、国際犯罪捜査官

▶科学捜査官（化学）

化学、薬学などの専門知識を活かし、犯罪捜査等を行う。

例：危険ドラッグ事件捜査、各署からの薬物事件の取り扱いの質問対応

▶サイバー犯罪捜査官

民間で培った技術・知識を活かし、サイバー犯罪の捜査等を行う。

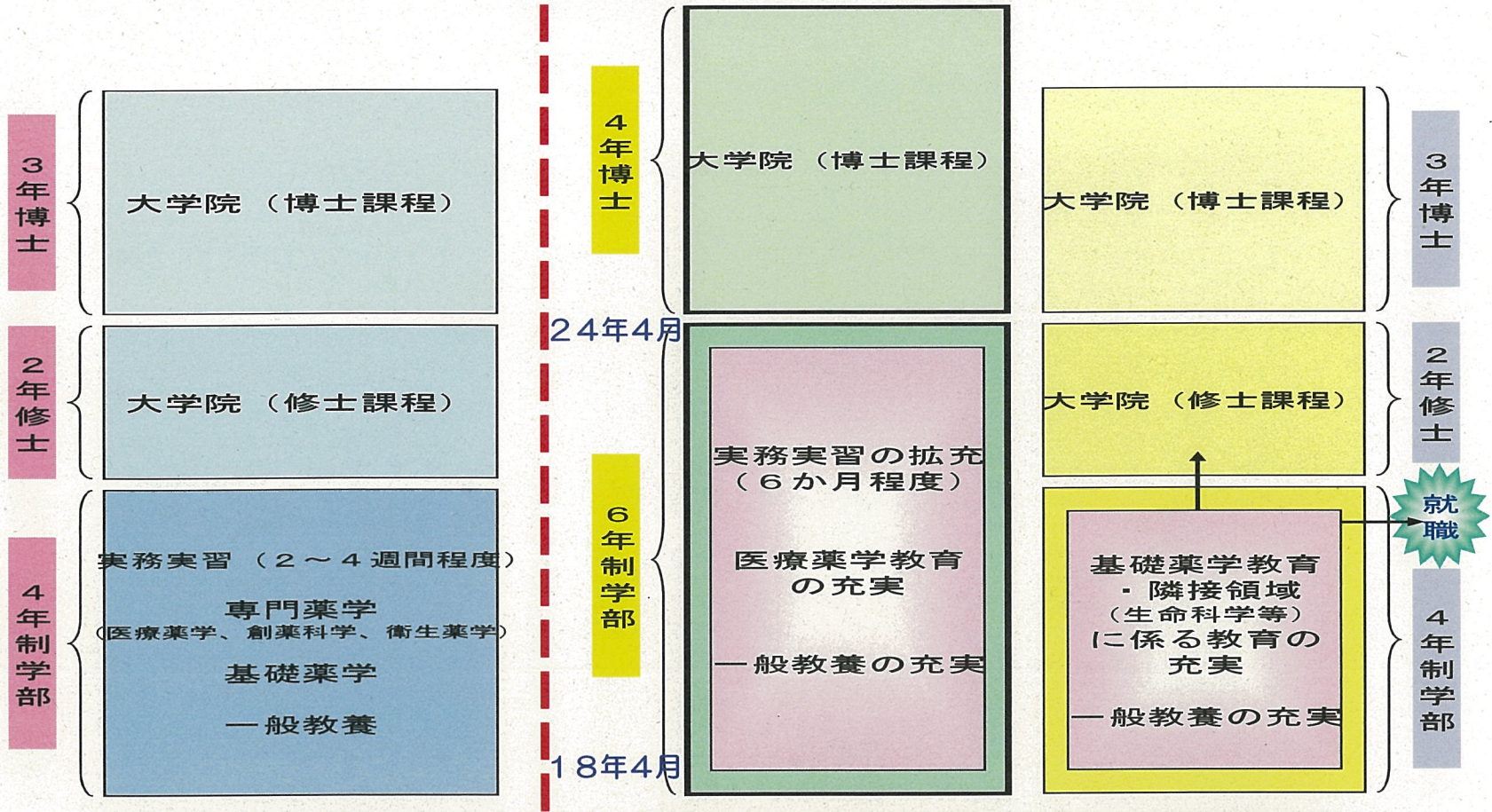
例：オンラインバンキングや仮想通貨を対象とする犯罪捜査

薬学教育制度の概要

改正前

平成18年4月

改正後



※ 薬剤師国家試験受験資格は6年制学部卒業者のみ得られる

薬学

薬科学